

自動車と税金

■購入したとき

自動車取得税(県税)
令和元年9月30日廃止

令和元年10月1日～

- 自動車税環境性能割(県税)
- 軽自動車税環境性能割(市町村税)

■保有しているとき

自動車税(県税)
軽自動車税(市町村税)

令和元年10月1日～名称変更

- 自動車税種別割(県税)
- 軽自動車税種別割(市町村税)

自動車重量税(国税)

■使用するとき(燃料)

ガソリン消費 → 揮発油税 (国税)
→ 地稅油發揮方(国税)
LPG消費 → 石油ガス税 (国税)
軽油消費 → 軽油引取税 (県税)

このほか、自動車やガソリンの購入時には、消費税がかかります。

自動車取得税 (令和元年9月30日廃止)

納める人

自動車を取得した人です。ただし、割賦販売契約等で購入し、所有権がまだ売主(販売会社、ディーラー等)にあるときは買主になります。

納める額

軽自動車……………取得価額×2%
その他の自動車 自家用……………取得価額×3%
 営業用……………取得価額×2%
免税点: 取得価額が50万円以下の場合、課税されません。

自動車取得税の「エコカー減税」について

地球環境を保護する観点から、排出ガス(※注1)や燃費性能が一定の基準を満たした「環境負荷の小さい」自動車に対する自動車取得税の軽減措置が、以下の内容により実施されています。

対象(※注2)		軽減内容
		新車
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車		非課税
ガソリン自動車 LPG自動車 ハイブリッド自動車	令和2年度燃費基準+40%	50%軽減
	令和2年度燃費基準+30%	
	令和2年度燃費基準+20%	25%軽減
	令和2年度燃費基準+10%	20%軽減
令和2年度燃費基準達成		

なお、同じ車種、型式の自動車でも、仕様等の違いにより対象とならない場合がありますので、自動車販売店等でお確かめください。また、その他の特例措置については、税務課にお問い合わせください。

※注1 ガソリン自動車、LPG自動車及びハイブリッド自動車の場合は、平成17年排出ガス基準値又は平成30年排出ガス基準値、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車の場合は平成21年排出ガス基準値又は平成30年排出ガス基準値
 ※注2 トラック、バスについても、上記表と同様に、排出ガス・燃費(平成27年度燃費基準)等の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、軽減を行っています。

納める方法

自動車を新規に取得したとき又は所有権移転の登録等のときに、申告書を提出し、納めます。

障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のとき申請することにより自動車取得税が減免されます。

取得価額が300万円（特別改造費用を除く。）を超える場合は300万円に税率を乗じた額を限度として減免されます。

申請場所

- 高知運輸支局県税駐在
高知市大津乙 1879-1 ☎ 088-866-3705
- 全国軽自動車協会連合会高知事務所
高知市長浜 3106-3 ☎ 088-842-4311

市町村への交付

県に納付された自動車取得税の66.5%は、市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村に交付されます。

自動車税

（令和元年10月1日～、自動車税（種別割）に名称変更）

納める人

自動車を所有している人です。（軽自動車、オートバイなどを除く。）ただし、割賦販売契約（ローン）により購入した場合で、所有権がまだ売主（販売会社、ディーラー等）にある場合は、買主である使用者になります。

年度途中の名義変更や、引越して他県ナンバーへ変更した場合、その年度分は4月1日現在の所有者に1年分課税されます。新しい所有者には翌年度分から課税されます。

申告と納税

1. 申告

自動車を購入したり、譲り受けた場合等には、運輸支局で必要な手続きを行い、自動車税の申告書を提出してください。

2. 納税

4月1日現在に自動車を所有している人は、5月中旬に県税事務所から送付される納税通知書により、5月31日（令和元年度）までに納めてください。

ただし、新規登録の場合は、登録のときに運輸支局の県税の窓口で納めてください。

令和元年度の自動車税の納期限は5月31日です。